

汚濁負荷量測定手法届出書

〇〇年××月△△日

(宛先) 松戸市長

届出者 松戸市〇〇〇
×××株式会社
代表取締役 □□ □□

水質汚濁防止法第14条第3項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇株式会社 ××工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	松戸市□□□	※受理年月日	年 月 日
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり	※備考	

- 備考 1 △印の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名： 株式会社●●● 営業部	◆◆◆◆
所在地：(〒 123-4567)	松戸市■●■
T E L : 000-123-4567	F A X : 000-987-6543
E - M a i l : ▼▼▼▼▼@▲▲▲▲	

1 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	計測場所	計測法	1日当たりの測定回数	水質自動計測器		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的酸素要求量	17	味ぞ製造業	放流口直前	COD告示別記1の(1)	24回/日	自動UV計測機	COD告示別記1の(3)との相関が良好	
	20	ソース製造業						
	232-1-(2)	生活排水						
窒素含有量	17	味ぞ製造業	放流口直前	N告示別記1の(3)	3回/日	アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム分解—赤外線吸光度法(95℃)	別紙のとおり	
	20	ソース製造業						
	232	生活排水						
りん含有量	17	味ぞ製造業	放流口直前	P告示別記1の(3)	3回/日	ペルオキシ二硫酸カリウム分解—モリブデン青吸光度法(120℃)	別紙のとおり	
	20	ソース製造業						
	232	生活排水						

- (注) 1 「整理番号」欄には、業種その他の区分の整理番号等を記載すること。
 2 「計測法」欄には、化学的酸素要求量については昭和54年環境庁告示第20号(以下「COD告示」という。)の別記1の(1)~(4)、窒素含有量については平成13年環境省告示第77号(以下「N告示」という。)の別記1の(1)~(3)、りん含有量については平成13年環境省告示第78号(以下「P告示」という。)の別記1の(1)~(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。
 3 「水質自動測定器」欄は、COD告示別記1の(1)又は(4)、N告示別記1の(1)、P告示別記1の(1)により計測する場合に記載すること。

2 特定排出水の量の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	計測場所	計測法	1日当たりの測定回数	流量計等		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的酸素要求量	17	味そ製造業	総合排水	COD告示別記2の(1)	24回/日	せき式流量計	COD告示別記2の(1)による	
	20	ソース製造業						
	232-1-(2)	生活排水						
窒素含有量	17	味そ製造業	総合排水	N告示別記2の(1)	24回/日	せき式流量計	N告示別記2の(1)による	
	20	ソース製造業						
	232	生活排水						
りん含有量	17	味そ製造業	総合排水	P告示別記2の(1)	24回/日	せき式流量計	P告示別記2の(1)による	
	20	ソース製造業						
	232	生活排水						

(注) 1 「計測法」欄には、COD告示、N告示及びP告示（以下「COD・N・P告示」という。）の別記2の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

2 「流量計等」欄は、COD・N・P告示別記2の(1)又は(2)により計測する場合に記載すること。

3 汚染状態及び量の計測法に係る換算式等

指定項目	整理番号	換算式	換算式の根拠等	備考
化学的酸素要求量	17	$Y=0.89+1.52X$	年1回、30点のデータにより換算式を検証 詳細は別紙参照	
	20			
	232-1-(2)			
窒素含有量	17	(性能基準) ゼロ校正液 各計測値とその平均値との差が最大目盛値の±5%以内	(管理基準) ゼロ校正液 各計測値とその平均値との差が最大目盛値の±5%以内	
	20	標準試料溶液 計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差が標準試料溶液濃度の±10%以内	標準試料溶液 計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差が標準試料溶液濃度の±15%以内	
	232	実試料 指定計測法による測定値の平均値との誤差率が±10%以内	実試料 指定計測法による測定値の平均値との誤差率が±15%以内	
りん含有量	17	同上	同上	
	20			
	232			

(注) 1 汚染状態をCOD告示別記1の(1)又は(4)に掲げる方法により計測する場合及び量をCOD・N・P告示の第2の3の方法により計測する場合のみ記載すること。

2 「換算式の根拠」欄には、換算式を求めるに際しての試料数、試料を採取した期間、相関係数、変動係数、検証方法等を記載すること。

4 汚濁負荷量の算定方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	算定式	負荷量測定頻度	特定排出水の状態			負荷量割合	備考
					濃度	量	負荷量		
化学的酸素要求量	17	味そ製造業	$L = C \times Q \times 10^{-3}$	1回/1日	mg/l	m ³ /日	kg/日	%	
	20	ソース製造業			45 (55)	458 (560)	20.6 (30.8)	100	
	232-(1)-イ	生活排水			合計	458	20.6	100	
窒素含有量	17	味そ製造業	$L = C \times Q \times 10^{-3}$	1回/1日					
	20	ソース製造業			20 (20)	458 (560)	9.16 (11.2)	100	
	232	生活排水			合計	458	9.16	100	
りん含有量	17	味そ製造業	$L = C \times Q \times 10^{-3}$	1回/1日					
	20	ソース製造業			3.8 (3.9)	458 (560)	0.21 (2.18)	100	
	232	生活排水			合計	458	0.21	100	

(注) 1 「特定排出水の状態」欄は、届出の通常値及び最大値（下段に（ ）書きとする。）を記載すること。

5 汚濁負荷量の測定方法等の特例

指定項目	計測場所	計測法	負荷量測定頻度	知事が定める適用要件	困難な理由
化学的酸素要求量	し尿浄化槽排水口	COD告示 別記1の(3)	1回/7日	汚染状態 昭和54年千葉県告示第543号 別表第1 7該当 測定回数 昭和54年千葉県告示第542号 別表8該当	住宅団地に設置されたし尿浄化槽でかつ、地域住民が主体となり管理を行っているから
窒素含有量	し尿浄化槽排水口	N告示別記1の(3)	1回/7日	汚染状態 平成14年千葉県告示第612号 別表第1 7該当 測定回数 平成14年千葉県告示第611号 別表8該当	住宅団地に設置されたし尿浄化槽でかつ、地域住民が主体となり管理を行っているから
りん含有量	し尿浄化槽排水口	P告示別記1の(3)	1回/7日	汚染状態 平成14年千葉県告示第613号 別表第1 7該当 測定回数 平成14年千葉県告示第611号 別表8該当	住宅団地に設置されたし尿浄化槽でかつ、地域住民が主体となり管理を行っているから

(注) 1 COD・N・P告示第4の方法により汚濁負荷量を測定する場合及び日平均排水量が400m³以上の指定地域内事業場で、次のいずれかに該当する場合に記載すること。

- (1) 汚染状態をCOD・N・P告示の別記1(1)以外の方法により計測する場合
 - (2) 量をCOD・N・P告示の別記2(1)又は(2)以外の方法により計測する場合
 - (3) 汚濁負荷量を排水の期間中毎日行わない場合
- 2 「知事が定める適用条件」欄は、化学的酸素要求量については昭和55年千葉県告示第542号及び第543号に掲げる区分のうち、窒素含有量及びりん含有量については平成14年千葉県告示第611号、第612号及び第613号に掲げる区分のうち該当するものを記載すること。

6 その他の汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(1) 水質自動計測器、流量計等の設置に係る工事等の全体計画

日程 工事等の内容	工事等の工程					備考
	10/10	10/12	11/20	12/1	12/10	
自動分析計の設置準備	●	●				
〃 設置、結線	●	●				
換算式用データ採取		●	●			
相関性チェック			●	●		
試運転				●	●	
連続計測(供用)					●	→

(2) その他参考事項

ア 排水水及び特定排水水の量 (法第 5 条, 第 6 条又は第 7 条に係る届出水量)

(m^3 /日)

総排水量		特定排水量	
通常	最大	通常	最大
600	650	458	560

イ 届出の区分

新規

変更 概要

ウ 測定開始年月日

平成 19 年 10 月 1 日

エ 添付図書

① 計測場所を明記した事業場平面図 添付第 1 図

② 計測場所を明記した排水の系統図 添付第 2 図

③ 計測場所の概要図 添付第 3 図

④ 換算式の算定に係る基礎資料 添付第 4 図

⑤ 自動水質計測器, 流量計等, コンポジットサンプラー等の仕様に関する資料 添付資料